



埼玉県報

第148号
令和2年(2020年)
10月9日
金曜日

目次

告示

- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗の変更に関する公示 (商業・サービス産業支援課)
- 大規模小売店舗に対する市町村等意見の公示 (商業・サービス産業支援課)
- 保安林の指定予定 (森づくり課)
- 庄和北部土地改良区の定款変更認可 (農村整備課)
- 豊里東部土地改良区の定款変更認可 (農村整備課)
- 大里用水土地改良区の定款変更認可 (農村整備課)
- 熊谷中央土地改良区の定款変更認可 (農村整備課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の実施 (用地課)
- 測量法に基づく公共測量の終了 (用地課)
- 県道葛飾吉川松伏線の区域の変更 (越谷県土整備事務所)
- 県道葛飾吉川松伏線の供用の開始 (越谷県土整備事務所)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (越谷建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (越谷建築安全センター)
- 開発行為に関する工事の完了公告 (越谷建築安全センター)
- 不在者投票を行うことができる施設の指定解除 (選挙管理委員会)
- 監査結果の公表 (監査第二課)
- 措置通知の公表 (監査第二課)
- 財政的援助団体等監査結果に対する措置状況の公表 (監査第一課)

告 示

埼玉県告示第千百十号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西武入間ペペ

埼玉県入間市河原町二―一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）西武鉄道株式会社 代表取締役社長 若林久

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

（変更後）西武鉄道株式会社 代表取締役社長 喜多村樹美男

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

ハ 変更年月日

令和二年四月一日

ニ 届出年月日

令和二年七月三十一日

二 縦覧期間

令和二年十月九日から令和三年二月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月九日から令和三年二月九日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千百十一号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西武飯能^ペ

埼玉県飯能市仲町十一―二十一

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）西武鉄道株式会社 代表取締役社長 若林久

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

（変更後）西武鉄道株式会社 代表取締役社長 喜多村樹美男

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

ハ 変更年月日

令和二年四月一日

ニ 届出年月日

令和二年七月三十一日

二 縦覧期間

令和二年十月九日から令和三年二月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月九日から令和三年二月九日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千百二十二号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

エミオ狭山市

埼玉県狭山市祇園四―五十五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）西武鉄道株式会社 代表取締役社長 若林久

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

（変更後）西武鉄道株式会社 代表取締役社長 喜多村樹美男

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

ハ 変更年月日

令和二年四月一日

ニ 届出年月日

令和二年七月三十一日

二 縦覧期間

令和二年十月九日から令和三年二月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月九日から令和三年二月九日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千百十三号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

和光ショッピングプラザ

埼玉県和光市丸山台一丁目九番三号

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）和光都市開発株式会社 代表取締役 武内直彦

東京都千代田区丸の内二丁目一番地一号

（変更後）和光都市開発株式会社 代表取締役 中野伸寿

東京都千代田区丸の内二丁目一番地一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博

東京都千代田区二番町八番地八 外 計十四者

（変更後）株式会社イトーヨーカ堂 代表取締役 三枝富博

東京都千代田区二番町八番地八 外 計十三者

ハ 変更年月日

令和二年六月二十四日

ニ 届出年月日

令和二年九月七日

二 縦覧期間

令和二年十月九日から令和三年二月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月九日から令和三年二月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告示

埼玉県告示第千百十四号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

PC DEPOT 狭山本店

埼玉県狭山市大字下奥富字坂上五〇五―一、五一〇―一、五一〇―二

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社ピーシーデポコーポレーション 代表取締役 野島隆久

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目一番地九 外 計四者

（変更後）株式会社ピーシーデポコーポレーション 代表取締役 野島隆久

神奈川県横浜市港北区新横浜三丁目一番地九 外 計四者

ハ 変更年月日

令和二年七月二十七日

ニ 届出年月日

令和二年九月九日

二 縦覧期間

令和二年十月九日から令和三年二月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月九日から令和三年二月九日まで

ロ 意見書提出先

告 示

埼玉県告示第千百十五号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ坂戸

埼玉県坂戸市日の出町二百五十一番一外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社マルエツ 代表取締役 古瀬良多

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号 外計七者

（変更後）株式会社マルエツ 代表取締役 古瀬良多

東京都豊島区東池袋五丁目五十一番十二号 外計七者

ハ 変更年月日

令和二年七月二十七日

ニ 届出年月日

令和二年九月九日

二 縦覧期間

令和二年十月九日から令和三年二月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月九日から令和三年二月九日まで

ロ 意見書提出先

告示

埼玉県告示第千百十六号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

アクロスプラザ三芳

埼玉県入間郡三芳町大字藤久保北新埜八百五十五

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） みずほ信託銀行株式会社 取締役社長 飯盛徹夫

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

（変更後） みずほ信託銀行株式会社 代表取締役 梅田圭

東京都中央区八重洲一丁目二番一号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

（変更前） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計十一者

（変更後） 株式会社ヤオコー 代表取締役 川野澄人

埼玉県川越市新宿町一丁目十番地一 外 計十一者

ハ 変更年月日

令和二年七月二十七日外

ニ 届出年月日

令和二年九月九日

二 縦覧期間

令和二年十月九日から令和三年二月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南西部地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月九日から令和三年二月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百十七号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第六条第一項の規定による届出の概要等について、同条第三項において準用する同法第五条第三項の規定により公告し、及び当該届出等を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 届出の概要等

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

西武本川越ステーションビル

埼玉県川越市新富町一丁目二十二番地外、二丁目三十四番地外

ロ 変更の概要

大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）西武鉄道株式会社 代表取締役社長 若林久

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

（変更後）西武鉄道株式会社 代表取締役社長 喜多村樹美男

東京都豊島区南池袋一丁目十六番十五号

大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては代表者の氏名

（変更前）株式会社いなげや 代表取締役 成瀬直人

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計三十七者

（変更後）株式会社いなげや 代表取締役 本杉吉員

東京都立川市栄町六丁目一番地の一 外 計三十五者

ハ 変更年月日

令和二年四月一日外

ニ 届出年月日

令和二年七月三十一日

二 縦覧期間

令和二年十月九日から令和三年二月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県川越比企地域振興センター

四 意見書の提出

大規模小売店舗立地法第八条第二項の規定により、当該大規模小売店舗の周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、県に対し、意見書の提出により、これを述べることができる。

イ 意見書提出期間

令和二年十月九日から令和三年二月九日まで

ロ 意見書提出先

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

告 示

埼玉県告示第千百十八号

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号）第八条第一項及び第二項の規定による意見の概要について、同条第三項の規定により公告し、及び当該意見を次のとおり縦覧に供する。

令和二年十月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 意見の概要

イ 大規模小売店舗の名称及び所在地

（仮称）ベルク戸田氷川町店

埼玉県戸田市氷川町二丁目一番八号外

ロ 大規模小売店舗立地法第八条第一項の規定による市町村の意見の概要

- (1) 戸田市宅地開発事業等指導条例に基づく手続を行ってください。
- (2) 戸田市中高層建築物等の建築に係る紛争の防止と調整に関する条例に基づく手続を行ってください。
- (3) 路上駐車等が発生しないよう、来店者の見やすい場所に駐車場及び駐輪場の案内看板等を設置するようお願いいたします。
- (4) 周辺道路の交通量の多寡にに応じて、また、右折入庫待ちによる混雑防止や道路上での車両等の滞留を防止するため、交通整理員を配置するようお願いいたします。
- (5) 放置自転車防止対策について、警備員等による見回りや注意喚起について御配慮願います。
- (6) 駐輪場には防犯カメラや盗難防止看板の設置をお願いします。また、A T M設置の場合は警備員の巡回を実施するようお願いいたします。
- (7) 万引き対策として、万引きがしにくい環境づくりと店内放送の工夫をお願いいたします。
- (8) 戸田市立新曽小学校及び戸田市立新曽中学校の学区内であるため、特に児童生徒の登下校の時間帯（七時三十分～八時三十分、十四時三十分～十五時三十分）については、安全確保に御配慮願います。
- (9) 営業時間が午前九時から翌午前零時までとなっているが、県の青少年健全育成条例において、午後十一時以降の青少年のみの深夜徘徊を禁止していることから、午後十一時以降は、青少年への退店の促しや入店制限、また、店舗前、イートインコーナー、駐車場等での青少年のたむろ等に対して、声掛けや青少年として不適切な行動があった場合の指導等の対策を講じるようお願いいたします。

願います。

二 縦覧期間

令和二年十月九日から令和二年十一月九日まで

三 縦覧場所

埼玉県産業労働部商業・サービス産業支援課

埼玉県南部地域振興センター

告 示

埼玉県告示第千百十九号

次のように保安林の指定をする予定である旨農林水産大臣から通知を受けたので、
森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十条の規定により告示する。

令和二年十月九日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 指定予定保安林の所在場所

埼玉県秩父郡皆野町大字金沢字中東二三八九（次の図に示す部分に限る。）

二 指定の目的

土砂の流出の防備

三 指定施業要件

イ 立木の伐採の方法

- (一) 主伐は、択伐による。
- (二) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- (三) 間伐に係るものは、次のとおりとする。
 - ロ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を埼玉県庁及び皆野町役場に備え置いて縦覧に供する。）

告 示

埼玉県告示第千二百二十号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年十月六日認可した。

令和二年十月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

庄和北部土地改良区

二 事務所所在地

春日部市

告示

埼玉県告示第千二百二十一号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年十月六日認可した。

令和二年十月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

豊里東部土地改良区

二 事務所所在地

深谷市

告 示

埼玉県告示第千二百二十二号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年十月六日認可した。

令和二年十月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

大里用水土地改良区

二 事務所所在地

熊谷市

告 示

埼玉県告示第千二百二十三号

土地改良法（昭和二十四年法律第九十五号）第三十条第二項の規定により、次の土地改良区の定款の変更を令和二年十月六日認可した。

令和二年十月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 名称

熊谷中央土地改良区

二 事務所所在地

熊谷市

告 示

埼玉県告示第千二百二十四号

測量計画機関である鴻巣市から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

鴻巣市

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

鴻巣市全域

四 作業期間

令和二年八月二十七日から令和三年三月十二日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十五号

測量計画機関である長瀨町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

長瀨町

二 作業種類

公共測量（二級基準点測量）

三 作業地域

埼玉県秩父郡長瀨町大字矢那瀬、岩田地区

四 作業期間

令和二年十月十日から令和二年十二月二十八日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十六号

測量計画機関である杉戸町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

杉戸町

二 作業種類

公共測量（デジタル空中写真撮影）

三 作業地域

埼玉県北葛飾郡杉戸町全域

四 作業期間

令和二年十月一日から令和三年三月三十一日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十七号

測量計画機関である毛呂山町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

毛呂山町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

毛呂山町全域

四 作業期間

令和二年十月十五日から令和三年三月二十四日まで

告 示

埼玉県告示第千百二十八号

測量計画機関である吉見町から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月九日

埼玉県知事 大野 元裕

一 測量計画機関

吉見町

二 作業種類

公共測量（空中写真撮影）

三 作業地域

吉見町全域

四 作業期間

令和二年十月十五日から令和三年三月十九日まで

告 示

埼玉県告示第千二百二十九号

令和二年埼玉県告示第九百二十号で公示した公共測量は、令和二年九月十四日終了した旨測量計画機関である川口市から通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和二年十月九日

埼玉県知事 大野 元裕

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十六号

道路法（昭和二十七年法律第八十号）第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、令和二年十月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

- 一 道路の種類 県道
- 二 路 線 名 葛飾吉川松伏線
- 三 道路の区域

新	旧	旧 新 別
<p>三郷市戸ヶ崎字下堤外三〇八九番三地从先から 同市戸ヶ崎字下堤外三〇八八番地先まで</p>		区 間
<p>一七・一〇〇 二五・一四</p>	<p>一四・〇五〇 二二・〇八</p>	敷地の幅員 (メートル)
<p>三八・二四</p>		延 長 (メートル)
		備 考

告 示

埼玉県越谷県土整備事務所長告示第十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、次のように道路の供用を開始する。

その関係図面は、令和二年十月九日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県越谷県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

令和二年十月九日

埼玉県越谷県土整備事務所長 山 科 昭 宏

葛飾吉川松伏線	路線名
三郷市戸ヶ崎字下堤外三〇八九番三地先から 同市戸ヶ崎字下堤外三〇八八番地先まで	供用開始の区間
令和二年十月九日	供用開始の期日
令和二年十月九日付け 埼玉県越谷県土整備事 務所長告示第十六号で 告示した道路予定区域 の供用開始である。	備考

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年十月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志村 宏

一 許可番号

令和二年九月八日

指令越建セ第〇一〇三八一号

二 検査済証番号

令和二年九月二十五日

越建セ第二〇三一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字東六百五十六番一、六百五十六番五、六百五十八番三、六百五十八番五

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県南埼玉郡宮代町字東六百五十六番地一

大友 栄三

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第三十九号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年十月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志村 宏

一 許可番号

令和二年九月十日

指令越建セ第〇一〇三六一号

二 検査済証番号

令和二年九月二十五日

越建セ第二〇四―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町大字国納字丸屋百十番二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市大場八百四番地一 ミーラービレニ〇一

日下部 直哉

告 示

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第四十号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

令和二年十月九日

埼玉県越谷建築安全センター所長 志 村 宏

一 許可番号

令和二年九月二十三日

指令越建セ第〇二〇〇三一号

二 検査済証番号

令和二年十月七日

越建セ第二二二一―一号

三 開発区域に含まれる地域の名称

埼玉県南埼玉郡宮代町字山崎九百三十四番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

埼玉県春日部市増富四百四十一番地一 アリストラット春日部二〇一

中島 和也、中島 友梨

告 示

埼玉県選管告示第三十二号

公職選挙法施行令（昭和二十五年政令第八十九号）第五十五条第二項及び第四項第二号（他の政令において準用し、又は例による場合を含む。）の規定による不在者投票を行うことができる次の施設につき、その指定を解除した。

令和二年十月九日

埼玉県選挙管理委員会委員長 岡 田 昭 文

種 別	施設の開設主体及び名称	所 在 地
病院	医療法人 堀川会 堀川病院	埼玉県本庄市 本庄一丁目四番十号
病院	さいたま市立病院	埼玉県さいたま市緑区 大字三室二千四百六十番地

告 示

埼玉県監査委員告示第十一号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第一項、第二項及び第四項の規定に基づき監査を執行したので、同条第九項の規定に基づく監査の結果に關する報告を次のとおり公表する。

令和二年十月九日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	小山彰
埼玉県監査委員	神尾高善
埼玉県監査委員	白土幸仁

令和2年度第1回定期監査結果の報告について

監査委員は、地方自治法（以下「法」という。）第199条第1項、第2項及び第4項並びに埼玉県監査基準（以下「基準」という。）に基づき次のとおり監査を実施した。

監査の結果について、法第199条第9項及び基準第15条第1項に基づき報告する。

1 監査等の種類

定期監査（基準第3条第1項第1号）

2 監査の対象

（1）対象事務

令和元年度、令和2年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行

（2）対象機関

本庁 192 機関（別紙「監査の対象機関」のとおり）

（3）実施期間

令和2年4月14日～令和2年8月6日

3 監査の着眼点

- ・ 財務に関する事務の執行の監査は、当該事務の執行が適正で経済的、効率的で効果的かどうかを主眼とする。
- ・ 経営に係る事業の管理の監査は、当該事務に係る財務に関する事務の執行のほか、会計経理の処理が合理的かつ能率的に行われているかどうかを主眼とする。
- ・ 監査対象機関の事務の執行等についての監査は、法令等に従って適正処理されているかという観点に加えて、費用対効果に配慮したものとなっているか、所期の成果を上げているかなど、経済性、効率性、有効性の観点を主眼とする。

4 監査の実施内容

基準第8条に基づく実施計画を策定するとともに、同第9条ないし第13条の規定を踏まえて監査を実施した。

5 監査結果

今回報告分の財務に関する事務の執行、経営に係る事業の管理及びその他の事務の執行は、監査を実施した範囲において、おおむね適正であることを確認した。

なお、個別の事務事業に関して、是正又は改善が必要と認められる事項は次のとおりである。

(1) 指摘事項 3件 (3機関)

番号	部局	機関	概要
1	企画財政部	改革推進課	令和2年度に締結した「オープンデータカタログシステムに係る運用保守業務委託」について、契約書を作成せず、委託先業者に委託業務を行わせていたことは不適切であった。
2	農林部	森づくり課	令和元年度の「木と人つなごう木育推進業務委託」について、業務内容に変更があったにもかかわらず変更契約書を作成しなかった。 また、完了報告書の内容を十分に精査することなく完了検査で業務の完了を認めたことは、著しく不適切であった。
3	教育局	教職員課	令和元年度に判明した臨時的任用教員の退職手当の一部未払は、平成27年度からの5年間で9,723人分約27億円に達した。 その後、未払を是正するための支出事務において、遅延損害金の辞退を書面で提出後、電話で撤回を申し出た23人のうち5人分について支払額の確認作業を誤り、遅延損害金248,820円の支払が約2か月遅延したことは、事務の管理執行体制が不適切であった。

<参考：指摘事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの

(2) 注意事項 2件 (2機関)

番号	部局	機関	概要
1	環境部	みどり自然課	平成31年度に締結した「傷病野生鳥獣保護治療業務委託」について、個人情報の取扱いに関する誓約書の写しを委託者に提出させていなかったことは不適切であった。
2	警察本部	会計課	令和元年度に締結した「警察通信施設中央サーバの賃貸借契約」及び「ヘリコプターテレビシステム機上設備の賃貸借契約」について、支出負担行為の決裁区分が副部長のところ課長が決裁していたことは、不適切であった。

<参考：注意事項>

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの

- ア 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正又は改善が必要と認められるもの
- イ 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの

別紙

所管部局	監 査 対 象 機 関
直轄	秘書課
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、改革推進課、情報システム課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、税務課、個人県民税対策課、入札課、入札審査課
県民生活部	広聴広報課、共助社会づくり課、人権推進課、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課、スポーツ振興課、オリンピック・パラリンピック課
危機管理防災部	危機管理課、消防課、災害対策課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、エネルギー環境課、大気環境課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、みどり自然課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、障害者福祉推進課、障害者支援課、福祉監査課、地域包括ケア課、高齢者福祉課、少子政策課、こども安全課
保健医療部	保健医療政策課、感染症対策課、国保医療課、医療整備課、医療人材課、健康長寿課、疾病対策課、生活衛生課、薬務課、食品安全課
産業労働部	産業労働政策課、商業・サービス産業支援課、産業支援課、先端産業課、企業立地課、金融課、観光課、雇用労働課、シニア活躍推進課、ウーマノミクス課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、農業ビジネス支援課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課、農産物安全課、畜産安全課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、水辺再生課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、公園スタジアム課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課
企業局	総務課、財務課、地域整備課、水道企画課、水道管理課
病院局	経営管理課
下水道局	下水道管理課、下水道事業課
行政委員会等の事務局	議会事務局（秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室）、監査事務局（監査第一課、監査第二課）、人事委員会事務局（総務給与課、任用審査課）、労働委員会事務局（審査調整課）、収用委員会事務局
教育局	総務課、教育政策課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、魅力ある高校づくり課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、小中学校人事課、義務教育指導課、教職員採用課、生涯学

	習推進課、文化資源課、人権教育課
警察本部	<p> 総務課、文書課、広報課、情報管理課、留置管理課、会計課、施設課、 装備課、警務課、監察官室、教養課、厚生課、生活安全総務課、人身安 全対策課、少年課、少年捜査課、保安課、生活経済課、サイバー犯罪対 策課、地域総務課、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務 課、捜査第一課、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、 機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課、薬物銃器対策課、国際捜査 課、交通総務課、交通指導課、交通捜査課、交通規制課、交通機動隊、 高速道路交通警察隊、運転免許課、運転管理課、運転免許試験課、公安 第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、オリンピック・パラリンピ ック対策課、危機管理課、外事課、機動隊、さいたま市警察部、第一方 面本部、第二方面本部、第三方面本部、第四方面本部 </p>

告 示

埼玉県監査委員告示第十二号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県教育委員会から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和二年十月九日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	小山彰
埼玉県監査委員	神尾高善
埼玉県監査委員	白土幸仁

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育局	鷺宮高等学校	令和2年6月26日 (第118号)	令和元年度の「浄化槽清掃業務委託契約」について、7月25日に実施した浄化槽清掃業務(全4回中1回目)の業務完了報告書の速やかな提出を求めず、完了検査が履行日から2か月以上遅れてしまったことは不適切であった。	<p>再発防止のため、監査結果を事務職員全員に周知し、経緯等を共有するとともに、他の委託契約等についても同様の事案が発生しないよう、次のとおり契約事務の適正な執行の徹底を図った。</p> <p>まず、事務職員全員が各種契約の進捗状況を常に把握できるよう、契約状況確認シートを作成し、事務室内に掲示した。</p> <p>このシートを事務室内で定期的に確認することで、契約事務の適正な進行管理を図ることとした。</p> <p>さらに、自己検査結果・処理状況表に契約の履行確認に係る項目を新たに追加し、自己検査時における各種契約の進捗状況の確認を徹底することとした。</p>

2 監査の結果「注意」とした事項

対 象 機 関		監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
教育局	上尾かしの 木特別支援 学校	令和2年3月6日 (第86号)	平成30年度に支給した非常勤講師の報酬について、平成31年1月分及び3月分の支給額を誤って算定し、過払していたことは不適切であった。	<p>過払金については、令和2年1月31日に返納がなされた。</p> <p>再発防止のため、監査結果を事務職員全員に周知し、非常勤講師取扱要綱等を基に正しい報酬額の算定方法について再確認するとともに、毎月の自己検査における確認を徹底することとした。</p> <p>また、今回の事案について誤支給の内容や正しい計算方法を資料としてまとめ、今後の報酬支払の起案に添付し、複数の職員による確認を行うこととした。</p> <p>さらに、職員が異動した際にも資料を共有するなど、同様の誤りが起こらないよう徹底することとした。</p>

告 示

埼玉県監査委員告示第十三号

地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十九条第十四項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。

令和二年十月九日

埼玉県監査委員	山本光紀
埼玉県監査委員	小山彰
埼玉県監査委員	神尾高善
埼玉県監査委員	白土幸仁

団体別の措置状況

監査対象団体 (所管部局)	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監査の結果	講じた措置
一般社団法人 埼玉県物産観光協会 (産業労働部)	令和2年6月26日 (第118号)	<p>【注意事項】 下記の事務について、不適切であった。</p> <p>1 平成30年度の埼玉県物産ブランド確立支援事業補助金における「DMO戦略策定に関する調査・分析等業務委託契約」に関して、見積書の記載金額と異なる金額で契約書を締結した。</p>	<p>一般社団法人埼玉県物産観光協会に対し、経理処理の適正化について指導した結果、次のとおり報告があった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・公金の取扱いについての重要性を改めて職員に認識させるため、本事案の監査結果を全職員に周知するとともに、令和2年7月10日に専務理事から訓示した。 ・財務規則に則った事務処理を徹底させるため、財務事務に関する研修会を令和2年7月20日、22日、27日に実施した。(財務規則の各規定に関する説明や、起案と決裁の仕方の再確認) ・四半期に1度、顧問税理士による経理指導を実施する。(契約書の定期的なチェックや振込状況の確認を実施)